

議題	テーマ提言について
項目	今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 1 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）事務局の分析及び提案にご意見をいただくことを目的としている。

## II. テーマ提案書

提案者:

別紙 1 のとおり

<会計基準レベル>

(テーマ)
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更
(提案理由) 日本企業会計基準（以下 JGAAP という。）におけるのれんの会計処理については、本年 3 月 28 日に規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて議論が行われたところ、現行の会計処理については、下記のような問題点が指摘された。  1. JGAAP の国際的コンバージェンス 2001 年から米国会計基準（以下 USGAAP という。）がのれんの非償却に舵を切り、国際会計基準（以下 IFRS という。）では 2004 年からのれんの非償却を適用している。 日本は国際会計基準審議会（以下 IASB という。）に対して IFRS におけるのれんの償却導入を提案していたが、IASB は 2022 年にのれんの会計処理について減損のみのアプローチを維持することを決定した。また、USGAAP の設定主体である米国財務会計基準審議会（FASB）においても 2022 年にのれんの償却検討について会計基準開発から除外することを決定した。 のれんの償却・非償却のどちらにも利がある中、会計理論的には議論が分かれているところであるものの、のれんの非償却を継続する国際的潮流の中で、のれん償却を

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

義務づける JGAAP は、日本企業と欧州・米国企業における会計数値の企業間比較の障害となっている上、その差異があることによって、株式マーケットにおける経済的合理性の観点から日本企業の国際競争環境に悪影響を与えているとの声も挙がっている。

そのため、IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、その間、JGAAP においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。

## 2. 近年の無形資産型ビジネスモデル

現代の成長セクターは無形資産型、知識集約型のビジネスモデルの産業群であり、このような企業においてはバランスシートに M&A を通じて巨大なれんが計上されるケースが増えていく。無形資産型の企業の実態を記述するうえで、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の再評価を行う方が適合性が高い。現代の無形資産型、知識集約型ビジネスモデルの隆盛は、AI の爆発的進化も始まったデジタルトランスフォーメーションの進展から見て今後変わることはないと思われることから、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

## 3. 日本の社会課題への対応

日本は、一般的には、新しい技術やビジネスモデルを有する急成長を目指す企業であると指摘されることがあるが、スタートアップへの投資規模が小さくスタートアップが成長しにくい環境にあることから、政府は 2022 年に決定した「スタートアップ育成 5 年計画」においてスタートアップ投資額を 2027 年度に 10 兆円規模とする目標を掲げ、スタートアップを成長させる M&A の促進を図ることとしている。

しかし、M&A の際に発生するのれんについて、IFRS とは異なり、JGAAP では定期償却し営業費用として計上することが求められていることが、M&A を阻害していると指摘されており、経済同友会が実施したアンケートにおいては、70%超の経営者がのれんの規則的償却が M&A 検討の障害になっており、約半数の経営者はのれんの償却負担を考慮して M&A を断念したことがあると回答している。買収をすると、のれんの償却により買収先企業の利益が目減りもしくは赤字に転落する（通称「のれん負け」）ことがあり、連結時の利益が本来の 2 社合計の利益より減ることが株式市場からネガティブに捉えられ、批判や、株価の低下を招くことが多くなるからである。

特にスタートアップについては、企業価値に占める純資産の割合が小さいため、買収企業はのれん償却費の影響を大きく受けやすく、買収の対象となりにくい。また、買収側の立場で見た時に、スタートアップの買収を行うと、買収後の事業の状況にか

かわらず、一律に一定期間の収益が圧迫されるため買収を行うためのハードルが高くなる。

なお、スタートアップ企業の中でも、上場し、買収側に回る企業も出ているが、IFRSへの移行はコストが大きいため、成長途上にあり、資金力・利益余力に乏しい上場スタートアップや中堅企業が、海外で実施されている同業又は隣接業種の買収による事業を拡大していくことが困難な状況が生じている。

更には、のれんの償却負担自体、キャッシュフローに影響を与えないものの、特にスタートアップを含む中小型株はアナリスト等の分析対象にならずに営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題も存在しているところであり、「中堅企業成長ビジョン」(令和7年2月21日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定)においても、指摘されているところである。

決算短信や決算説明資料等において、EBITDA等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組を行っている企業もあるものの、EBITDA等の独自指標は会計基準で決まっている定義はなく、他社との比較可能な数字になっていないことから、資本市場から評価されない実態があり、その点は、スタートアップに限らずJGAAPを用いる日本企業全体に係る問題である。

これらのことから、のれんの償却が上場後のスタートアップの成長の阻害要因になっているという声が強くなり、上場後5年後に100億円以上の時価総額を上場維持基準とする方向での議論がある中、スタートアップの出口の確保と上場後の規模の拡大の為に、日本基準におけるのれんの償却を見直すことが強く求められている。

なお、選択制を採用した場合であっても、事業者が一度採用した会計方針をみだりに変更すべきではないことは当然である。

また、のれんの償却費は、営業収益に対する投資原価であるという考え方にに基づき営業費用(販売費及び一般管理費)として計上することとされているところ、M&Aの取得原価の配分(PPA)が平成20年に義務化されて以降、収益性の高い資産をのれんから除外する会計処理が定着し、精緻化する中で、識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確なのれんについて、その償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるという指摘がある。

上記を踏まえ、規制改革推進会議委員から、以下2点に係る検討提案をFASF・ASBJに行うこととされた。

- ・速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用から営業外費用に変更すること
- ・短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	<p>(具体的内容)</p> <p>以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1については遅くともスタートアップ育成5か年計画の終期である2027年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2については、1よりも早期に、2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。</p> <p>1. のれんの非償却を導入（選択制） のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。</p> <p>2. のれん償却費の計上区分変更 現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。</p>
--	---

### III. 事務局の分析及び提案

#### (日本基準の取扱い)

2. のれんは企業結合取引の一環として発生するため、以下では企業結合の会計処理を含めてのれんの会計処理の概要を説明する。なお、説明の便宜のため、以下では、非支配株主持分がないことを仮定している。
- (1) 取得企業はパーチェス法による会計処理を行う<sup>1</sup>（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）第17項）。
  - (2) パーチェス法では、被取得企業又は取得した事業の取得原価を、取得の対価となる財の企業結合日における時価で算定する（企業結合会計基準第23項）。
  - (3) 取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として配分する（企業結合会計基準第28項）。
  - (4) 受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱われるとされている（企業結合会計基準第29項）。なお、特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の1つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取り扱い、識別

<sup>1</sup> 共同支配企業の形成、共通支配下の取引を除く。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- 可能資産として取得原価を配分するとされている(企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「企業結合適用指針」という。)第59-2項)。
- (5) 取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとされる(企業結合会計基準第31項)。
- (6) のれんは資産に計上され、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却される(企業結合会計基準第32項)。
- (7) のれんの償却額は販売費及び一般管理費に計上することとされ、減損処理以外の事由でのれんの償却額を特別損失に計上することはできないとされている(企業結合適用指針第76項(3))。
- (8) のれんの未償却残高は減損処理の対象となるとされ、減損損失を認識すべきとされた場合には、減損損失として測定された額は特別損失に計上される(企業結合適用指針第77項)。
3. 日本基準におけるのれんの会計処理については、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法の2つが比較検討された。その結果、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があること等を踏まえて、規則的な償却を採用したとされている(企業結合会計基準第105項から第107項)。
4. また、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」(以下「減損会計基準」という。)の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、減損会計基準に従った減損処理が行われることになるとされている。また「規則的な償却を行う」方法と「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされた(企業結合会計基準第108項)。
5. このほか、のれんの償却額を販売費及び一般管理費に表示することとされた理由は、次とされている(企業結合適用指針第380項)。
- (1) 企業結合後の収益が営業収益に計上される限り、のれんを含む投資原価の償却分も営業費用に計上し、投資原価の回収状況を営業損益として表示することが企業結合会計基準の趣旨に合致するものと考えられたこと
- (2) 従来から、連結調整勘定(借方)の当期償却額は、販売費及び一般管理費の区分に表示するとされていたこと
6. なお、のれんを発生時に一括償却し、それを特別損失に計上する会計処理を認めるべき

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

との意見が寄せられた。これについては、支払った対価の価値が消滅したとして会計処理することは適当でない等の理由から、企業結合日に全額費用処理し、特別損失に計上することは適当でないとされている<sup>2</sup>（企業結合適用指針第 381 項）。

## （IFRS 会計基準の取扱いと IASB の動向）

### IFRS 会計基準の取扱い

7. IFRS 会計基準における企業結合の会計処理については、取得法によることとされている（IFRS 第 3 号「企業結合」第 4 項）。IFRS 会計基準における取得法は、本資料第 2 項で説明した日本基準の取扱いと類似する側面はあるものの、次の点で大きな違いがある。
  - (1) 本資料第 2 項(3)にある取得原価の配分の取扱いは基本的に同じであるものの、第 2 項(4)の無形資産への配分について、「なお」以下で記述したような、特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合などの取扱いに関する説明はない（IFRS 第 3 号第 10 項、第 18 項）。このため、識別可能資産とされる無形資産すべてに対して取得原価を配分することとなると考えられる。
  - (2) 本資料第 2 項(6)で記述されるのれんの会計処理について、償却は行われず減損処理のみとなる（IFRS 第 3 号 B63 項(a)）。減損テストについては、兆候がある場合にはいつでも、兆候がない場合でも少なくとも年に 1 回実施することとされている（IAS 第 36 号「資産の減損」第 88 項、第 90 項）。
  - (3) IFRS 会計基準における損益計算書の様式は日本基準と異なっており、いわゆる特別損益の表示区分はない。このため、のれんの減損損失はそうした表示区分に含まれず、営業損益に含まれることになると考えられる。
8. IFRS 会計基準の開発においても、のれんの会計処理に関して、償却の取扱いと減損のみの取扱いについて比較検討が行われ、次の検討から減損のみの取扱いとされている。
  - (1) 償却の取扱いと減損のみの取扱いの選択は認めるべきでないとされた。そのような選択を認めた場合、財務諸表利用者に提供される情報の比較可能性と信頼性がともに低下し、情報の有用性が損なわれるとされている（IAS 第 36 号 BC131C 項）。
  - (2) 取得したのれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンは一般に予測できないが、償却はそのような予測に左右される。その結果、ある任意の期間の償却額は取得したのれんの消費についての恣意的な見積りとして説明するほかないとされていた。また、

<sup>2</sup> のれんの効果の及ぶ期間を合理的に見積った結果として、稀ではあるが、のれんの償却額が企業結合年度に全額計上されることはあり得ると考えられるとされている。ただし、のれんの償却額は特別損失ではなく、営業費用（販売費及び一般管理費）に計上されることになるとされている（企業結合適用指針第 382 項）。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

のれんが資産であるならば、のれんの償却に置き換わる自己創設のれんが認識されない場合、有用性に疑問があるとされている。そうした中で、厳格で運用可能な減損テストを考案できれば、IAS 第 36 号の修正案による減損のみのアプローチによって、のれんの償却よりも有用な情報が提供されるとしている（IAS 第 36 号 BC131E 項、BC131G 項）。

9. なお、中小企業向け IFRS（IFRS for SMEs）では、企業結合により取得されるのれんは、最長 10 年の見積耐用年数で償却することとされている（IFRS for SMEs 19.34 項）。この取扱いは主に、適用する企業の実務負担の懸念に対応して定められたものである。なお、のれんは減損の対象にもなっている。

### IASB の動向

10. IASB は、2004 年に IFRS 第 3 号を公表し、2008 年に改訂した。また、これに関連する修正を IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」<sup>3</sup>、IAS 第 36 号及び IAS 第 38 号「無形資産」について行った。それらが意図したように機能しているかどうかを評価するために、IASB は 2013 年から 2014 年にわたり、適用後レビュー（PIR）を実施し、報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 3 号『企業結合』の適用後レビュー」を 2015 年に公表した<sup>4</sup>。
11. この PIR では様々なフィードバックが寄せられたが、特に、のれんの減損のみアプローチについて、のれんに関する費用認識の遅れ、減損テストの複雑性やコストについての懸念が聞かれていた。これに関連して、多くの関係者から償却の再導入が提案された。これを受けて、前項の報告書及びフィードバック・ステートメントでは、のれんについての会計処理（減損のみアプローチか、償却及び減損アプローチか）、のれんの減損テストに関する有効性と複雑性の 2 点について、対応の重要度が高いと評価されている。
12. その後 IASB はのれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに取り組み、そのうちの一部として次の領域のリサーチを実施した。
  - (1) のれんの償却を再導入すべきか。
  - (2) のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での減損テストの有効性を高めることが可能か。
13. IASB は当該リサーチを進めて次の(1)を公表し、その後の基準設定プロジェクトの検討

<sup>3</sup> 改訂当時のタイトルであり、現在のタイトルは「個別財務諸表」である。

<sup>4</sup> 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-ifrs-3/published-documents/pir-ifrs-3-report-feedback-statement.pdf>

を踏まえて次の(2)を公表した。

(1) IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(2020年3月公表)

(2) IASB 公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(2024年3月公表)

14. 前項(2)においては、財務諸表利用者の情報ニーズに対応して企業結合の業績に関する情報の開示を要求することが主な提案とされている。その一方で、のれんの償却の再導入は提案されていない。また、減損テストについて一部、改正の提案が行われているが、関係者の多くは合理的なコストでIAS第36号における減損テストよりも著しく有効性が高くなる別の減損テストを設計することはできないということに同意しており、根本的な改善は提案されていない。このため、PIRで識別されたのれんに係る費用認識の遅れなどの本資料第11項の問題点は本質的には解消されていないと考えられる。

### (米国会計基準の取扱いと米国財務会計基準審議会 (FASB) の動向)

#### 米国会計基準の取扱い

15. 米国会計基準の取扱いについては、細かい点で違いはあるものの、概ねIFRS会計基準に類似する取扱いとなっている。すなわちのれんは償却せず、少なくとも年に1回減損テストが実施される(FASBによる会計基準コード化体系(FASB-ASC) 350-20-35-1項)。
16. なお、以下の非公開会社向けの取扱い、及び非営利組織向けの取扱いでは、償却の選択肢が設けられている(償却年数は10年以下)。
- (1) 会計基準更新書 No. 2014-02「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : のれんの会計処理」
- (2) 会計基準更新書 No. 2019-06「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350)、企業結合 (Topic 805) 及び非営利事業体 (Topic 958) : のれん及び特定の識別可能な無形資産に関する選択肢の非営利事業体への拡張」

#### FASB の動向

17. FASB は、2019年7月9日にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」(以下「本コメント募集」という。)を公表した(コメントの提出期限は2019年10月7日)。
18. 本コメント募集の公表に至る経緯は次のとおりである。
- (1) FASB は、現行の会計処理の便益がコストを正当化していないとの強いフィードバックを受け取っていること等を踏まえて、のれんの事後の会計処理を変更すべきか否か、

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

変更にあたり実行可能な解決策があるかを検討した。このコストの課題に関して、本コメント募集では作成者から次のコメントが寄せられていることが紹介されている。

減損モデルが一部の利用者へ便益を与えている可能性があるとしても、当該便益は限定的であり、のれんの減損テストの実施コストと複雑性を正当化するものではない。その源泉は次のようなものであるとしている。

- (1) 報告単位の公正価値の算定に主観性があり、監査リスクと監査コストを増大させる。
- (2) 減損テストを報告単位のレベルで行うため、報告単位の識別、のれんの報告単位への割当て、再編・買収・企業の一部の処分後ののれんの再配分のためのコストが発生する。複数の連続した取得を行う企業にとっては高コストとなる。
- (3) 多くの企業にとって、詳細な財務モデル化を行うための外部の評価専門家が必要となる。

(2) 米国会計基準では、減損テストの実施コストに対する懸念から次のような減損テストに関する見直しを行った。それでもなお、減損テストの負担に対する懸念が聞かれていたとされている。

- ① 会計基準更新書 No. 2011-08 「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : のれんの減損テスト」

報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が高いか否かを決定するために、定性的な要因の評価のステップ（いわゆるステップ0）のオプションを設けて、定量的な減損テストを実施する負担を軽減する。

- ② 会計基準更新書 No. 2017-04 「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : のれんの減損テストの簡素化」

報告単位ののれんについて、帳簿価額と暗示的な公正価値 (implied fair value) を比較するいわゆるステップ2を削除する。

(3) 本資料第16項のとおり、米国会計基準では、非公開の営利企業及び非営利企業に対し、のれんを10年以下で償却することを選択的に認めている。この取扱いについて、主に(1)の懸念への対応として、FASBは公開の営利企業にまで拡大するかどうかの検討を行っていた。

19. 本コメント募集に寄せられたフィードバックも踏まえて、FASBは2020年7月15日のボード会議で、プロジェクトの全体的な方向性が議論され、償却を再導入する具体的なモデルの検討を開始した。2022年3月までのFASBのボード会議における主な暫定的決定

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

又は議論におけるボードメンバーの主な意見の選好は次のとおりであったとされている。

- (1) のれんを原則として10年のデフォルト期間又は見積り期間（見積りに考慮する要因のオープンリストを使用する）で定額法により償却する。
- (2) 償却期間の見積りの上限を25年とする。
- (3) 償却期間の再評価は認めない。
- (4) のれんの減損テストは、トリガーとなる事象が発生した場合にのみ実施する。
- (5) のれんの減損テストは、報告単位レベルで実施する。

20. このような議論を経てきたが、2022年6月15日のFASBボード会議では、のれんの事後の会計処理に関するモデルについて、これまでのボード会議の状況を振り返り次の暫定決定が行われた。

FASBは、本プロジェクトの今後の方向性について議論し、本プロジェクトの優先度を下げ、テクニカルアジェンダから除外することを決定した。

21. 前項の決定に関して、2022年9月のIASB-FASB合同会議では次のような説明が行われている。

#### 全体的な意見

- 理事のほとんどは、現行の減損のみのモデルは企業結合の経済的便益を企業がいつ、どのように実現するのかという見通しと必ずしも対応しておらず、これに対処しなければ会計基準を改善する必要性が広範に存在し続けるという点に、概ね同意した。
- この問題は会計基準を変更しない限り残り続けるかもしれないが、暫定的に開発された減損を伴う償却アプローチは、現時点で変更の説得力のある論拠をもたらすほど十分に便益とコストのバランスを調整するものではない。
- スタッフの広範な調査と分析にもかかわらず、提案されるアプローチの特定の要素について、現時点でFASB理事の大半が支持するモデルとなるような修正を識別できなかった。
- 利用者からのフィードバックによると、企業結合会計に関連する技術的なプロジェクトは、（より良い財務報告が重要であると認識されている他の新たな分野と比較して）FASBにとって最優先事項ではないことが広く示唆されている。

22. その後FASBでは、本プロジェクトについての検討は行われていない。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

#### IV. テーマ提案の内容

23. テーマ提案では、内容として次の2点が提案されている。

(1) のれんの非償却の導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

(2) のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

24. 前項のテーマ提案について、次の理由が示されている。

(1) 日本基準の国際的コンバージェンス

IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、日本基準においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。

(2) 近年の無形資産型ビジネスモデル

現代の成長セクターの産業群の特性を踏まえた場合、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の評価替えを行う方が適合性が高い。このため、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

(3) 日本の社会課題への対応

スタートアップを成長させる M&A の促進を図ることが喫緊の課題となっているところ、のれんを定期償却し営業費用として計上することで、株式市場等からネガティブに捉えられたり、買収の対象となりにくいなど、M&A を進める障害となっている。特にスタートアップを含む中小型株は営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題がある。こうした中で EBITDA 等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組みを行っている企業もあるものの、他社と比較可能になっておらず、資本市場から評価されない実態がある。

25. 本件についてこれまでの議論を整理すると次のとおりとなっている。

#### **(のれんを償却するか、非償却とするか)**

##### 主張の論拠

26. 企業結合で取得されたのれんの会計処理（償却とするか、非償却とするか）については国

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

際的に長年議論が行われきたところである。2015年6月に公表された修正国際基準(JMIS)では、IFRS会計基準におけるのれんの会計処理について「削除又は修正」を行っており、その際に、のれんの償却と非償却のそれぞれの論拠について整理している。

27. 非償却を支持する意見としては次が聞かれている（修正会計基準第1号「のれんの会計処理」第13項及び第16項）。

13. しかし、IASBにより、次の理由からIFRS第3号（2004年）においてのれんを非償却とすることが決定された（IFRS第3号（2004年）BC140項及びBC142項）。

(1) 取得したのれんの耐用年数及びのれんの減価のパターンは、一般に予測不能である。恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。

(2) のれんが資産である場合、（例えば広告と顧客サービスに資源を費消することなどによって）企業がのれんの全体的な価値を維持できる場合には、企業結合で取得したのれんが費消され、自己創設のれんによって置換されるということは事実である。しかし、企業結合後における支出により創出される自己創設のれんが認識されない状況において、企業結合で取得したのれんの費消を表す償却費の有用性については疑問がある。

(3) 厳格で実用的な減損テストを開発できれば、のれんを償却しなくても、財務諸表利用者に、より有用な情報を提供することができる。

（中 略）

16. 一方、のれんの非償却を支持する意見としては、第13項に記載された理由のほか、次の意見が聞かれている。

(1) 企業結合を行うにあたって海外企業とのイコール・フットイングが確保されることが重要であり、非償却とすることに企業としてメリットがある。

(2) 財務諸表利用者の一部は、フリー・キャッシュ・フローを重視して分析を行っており、非現金支出費用であるのれんの償却費を無視して分析する場合がある。このため、のれんを非償却としても、こうした財務諸表利用者による分析のあり方に影響を与えない。

28. 一方、のれんの償却を支持する意見としては次が聞かれている（修正会計基準第1号第15項）。

15. のれんの非償却について反対し、償却すべきとする意見の主な理由は、次のとお

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

りである。

(1) のれんは企業結合において資産及び負債を取得するために支払う投資原価の一部である。企業結合後における企業の利益は、投資原価を超えて回収された超過額であると考えられるため、当該投資原価と企業結合後の収益との間で適切な期間対応を図る観点から、投資原価の一部であるのれんについて償却を行うことが必要である。

(2) のれんの構成要素の一部が超過収益力を示すとすると、競争の進展によって通常はその価値が減少するものであり、のれんの償却を行わないとその減価を無視することになる。

(3) 第13項(1)の取得したのれんの耐用年数は一般に予測不能であるという見解に対して、企業は、通常、買収にあたり被取得企業の事業などについて十分な分析を行ったうえで買収するか否かを決定するため、耐用年数の見積りは可能であると考えられる。また、のれんの減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという意見があるが、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行うことにより、毎期の減価を認識する方法が合理的と考えられる。

また、耐用年数や償却されるパターンに関する見積りの難しさはのれんに限定されたものではなく、有形固定資産の減価償却についても同様である。実際、有形固定資産の耐用年数の決定において、単なる物理的な減耗を予測するだけでなく、技術革新によって資産が陳腐化するリスクを含め、多くの要因について考慮することが必要である。さらに、償却方法についても、資産の将来の経済的便益を企業が費消すると予想するパターンを反映するものであることが必要とされている。

(4) 第13項(2)に関連して、IASBにより公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」において、一般目的財務報告書は報告企業の価値を示すように設計されていない(0B7項)とされており、自己創設のれんの計上は、一般目的財務報告において目的適格的ではないと考えられる。第13項(2)はこの自己創設のれんの不計上との整合性を理由にのれんの償却を否定しているが、広告費などに係る会計処理と企業結合で取得したのれんの事後測定は別の議論と考えられる。

(5) 第13項(3)については、費用配分を行う償却と回収可能価額に着目する減損テストは、目的が異なっているため、減損テストによって償却を補うことはできないと考えられる。また、回収可能価額には企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額も含まれるため、企業結合で取得したのれんが減価し

ていても、企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額によって補われる場合には減損損失が認識されないため、減損テストでは、企業結合で取得したのれんについて生じた減価を示すことはできないと考えられる。

29. IASB では、2022 年 11 月に現行の取扱いを見直さない決定を行ったが、それに至る過程で一部の論拠について調査を行った。その際、IASB は、のれんの償却が有用な情報を提供できるかどうかは、のれんの耐用年数及びのれんの価値の減少を忠実に表現するような減衰のパターンを見積ることが実行可能かどうか依存するとした。IASB のリサーチでは結論が出なかったとされているものの、アジェンダ・ペーパーでは当該リサーチの結果として見積方法に関するフィードバックが多く紹介されており<sup>5</sup>、一般に予測不能とされていたそれまでの見解からトーンが弱まっている。

### **非償却について併せて検討すべき論点**

30. のれんの非償却について併せて検討すべき論点として次があると考えられる。

#### **(1) 企業結合取引の取得原価の配分**

企業結合取引の取得原価の配分については、IFRS 会計基準と同じ考え方を採用している。その一方で、日本基準では、特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合など、企業結合の目的の 1 つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取り扱い、識別可能資産として取得原価を配分するとされている（企業結合適用指針第 59-2 項。本資料第 2 項(4)）。この点、のれんが償却されることもあり、実務では当該第 59-2 項で特定される無形資産以外の無形資産について、必ずしものれんと厳格に区別を行っていないとされる。ASBJ では見直しについて検討を進めたことがあるが、2013 年 6 月に「無形資産に関する検討経過のとりまとめ」<sup>6</sup>を公表し、検討を中断している。

この点、のれんが非償却である IFRS 会計基準の実務では、のれんと識別可能資産との区別が重要となり、評価の専門家に依頼するなどより厳格に行われていると言われている。このため、同様の取扱いを導入することが考えられ、その場合、適用上のコストの大幅な増加につながる可能性がある。

#### **(2) のれんを含む資産グループの減損**

日本基準では、減損の兆候がある場合に減損テストが行われるが、IFRS 会計基準では、それに加えて少なくとも年に 1 回減損テストが要求されている。このように、減

<sup>5</sup> 2022 年 5 月 IASB ボード会議アジェンダ・ペーパー18A

<sup>6</sup> <https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/sme20.pdf>

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

損テストの取扱いを見直していくことになり、適用上のコストの大幅な増加につながる可能性がある。

また、日本基準では減損の兆候がある場合に、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行ういわゆる事前テストが実施されるため、そうしたテストを行わない IFRS 会計基準と異なっている。このため、事前テストの取扱いも論点となる可能性がある。

### (のれんの償却費の計上区分)

#### 主張の論拠

31. のれんの償却額を販売費及び一般管理費に表示することとされたのは、本資料第 5 項のとおり、企業結合後の収益との対応関係やそれまでの区分の取扱いが理由とされている。
32. これに対して、のれんの償却額を営業利益に含めるべきでないとの提案については、主に本資料第 24 項(3)のとおり、非現金的な支出を除く指標が企業結合の成果に関する評価に重要である一方、スタートアップを含む中小型株は営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題があるとされており、市場での評価をより合理的に達成することが理由と考えられる。また、同提案では、のれんは識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確であるとの指摘も行われている。

#### のれんの償却費の区分の見直しに関する論点

33. のれんの償却費の区分の見直しについては次の論点があると考えられる。
  - (1) 会計上の観点で営業外が望ましいと考えられるのはなぜか。
  - (2) のれん償却前利益など、表示の工夫で関係者のニーズを満たす他の方法はあるか。

## V. テーマ提案の分析

34. 本件は提案者から会計基準レベルのテーマとして提出されている。会計基準レベルのテーマについて、ASBJ に新規テーマとして提言するか否かについて次に掲げる事項が考慮要因とされている。
  - (1) 広範な影響があるか。
  - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
  - (3) ASBJ が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものでは

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ないか)。

(4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。

(5) 適時に会計基準の開発が可能か。

35. 次項以降で、前項(1)から(5)のテーマアップの要件についての事務局の分析を示す。

**(広範な影響があるか)**

36. ほとんどの企業結合取引においてのれんは生じると考えられるため、広範な影響があると考えられる。

**(作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか)**

37. テーマ提案者からニーズが寄せられているが、前項のとおり広範な影響があると考えられる。ただし、スタートアップに対する影響への懸念が強いことから、まずはスタートアップの関係者の意見を確認する必要があると考えられる。そのうえでより幅広い利害関係者の意見の状況を確認する必要があるどうかを検討することが考えられる。

**(ASBJが取り扱うべき内容か(他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか))**

38. 会計基準に係るテーマであり、ASBJが取り扱うべき内容である。

**(現行の会計基準の改善が見込まれるか)**

39. のれんの非償却については、日本の関係者では償却を支持する意見が多かったが、国際的には関係者の評価は分かれていた。また、非償却に変更する場合、本資料第30項のような論点が派生すると考えられる。このため、提案により改善が見込まれるかをさらに確認する必要があると考えられる。

40. のれんの償却費の計上区分についても、議論が行われたうえで現在の計上区分とされている経緯がある。このため、営業利益か否かに焦点を当てた場合には、提案により改善が見込まれるかをさらに確認する必要があると考えられる。その一方で、非現金支出費用を除いた分析がより一般化している中、償却費を含まない指標をより目立つ形で示すことには意義がある可能性もある。このため、営業利益か否かのみならず、より柔軟にのれん償却前利益など、表示の工夫で関係者のニーズを満たす方法を議論できるのであれば、適時に改善を進められる可能性はあると考えられる。

**(適時に会計基準の開発が可能か)**

41. のれんの非償却については議論のあるテーマであり、進める場合に相応の時間を要すると考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

42. のれんの償却費の計上区分については、柔軟な工夫が可能であれば適時に会計基準の開発は可能と考えられる。

**(基準諮問会議事務局の提案)**

43. 以上を踏まえて、次を提案する。

のれんの非償却及びのれんの償却費の計上区分について、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取を企業会計基準委員会に依頼する。それらを取りまとめて、次回の基準諮問会議においてより幅広い関係者の意見聴取が必要かどうかを検討することが考えられるかどうか。

なお、企業会計基準委員会に意見聴取を依頼する場合でも、意見聴取の状況は基準諮問会議委員に共有するとともに、企業会計基準委員会へのテーマ提言については基準諮問会議として判断を行う。

**ディスカッション・ポイント**

前項の基準諮問会議事務局の分析について、ご質問、ご意見があれば伺いたい。

以 上

**本テーマの提案者**

公益社団法人 経済同友会  
一般社団法人 新経済連盟  
一般社団法人 インパクトスタートアップ協会  
一般社団法人 M&A 支援機関協会  
一般社団法人 シェアリングエコノミー協会  
一般社団法人 スタートアップエコシステム協会  
一般社団法人 スタートアップ協会  
一般社団法人 東京ニュービジネス協議会  
一般社団法人 日本スタートアップ支援協会  
一般社団法人 日本取締役協会  
一般社団法人 日本プライベート・エクイティ協会  
一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会  
一般社団法人 Fintech 協会  
スタートアップ有志 35 社（別紙 2 参照）  
企業経営者有志 138 名（別紙 3 参照）

## 【別紙2】スタートアップ有志35社一覧

セーフィー株式会社  
弁護士ドットコム株式会社  
株式会社 ACSL  
AnyMind Group 株式会社  
株式会社 GENDA  
さくらインターネット株式会社  
株式会社 ABEJA  
五常・アンド・カンパニー株式会社  
株式会社ハウテレビジョン  
note 株式会社  
株式会社技術承継機構  
株式会社サーバーワークス  
Terra Drone 株式会社  
株式会社スマートドライブ  
ラクスル株式会社  
株式会社 BuySell Technologies  
株式会社ビザスク  
株式会社フレクト  
株式会社 Sapeet  
株式会社ヌーラボ  
ニューラルグループ株式会社  
エコモット株式会社  
株式会社 INFORICH  
株式会社ヤプリ  
株式会社 Photosynth  
株式会社 JDSC  
株式会社アイデミー  
Kudan 株式会社  
株式会社 kubell  
株式会社 ispace  
株式会社 FCE  
株式会社うるる  
株式会社ソラコム  
株式会社 pluszero  
株式会社 MFS

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

以上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 【別紙3】企業経営者有志 138 名一覧

(氏名五十音順、所属は 2023 年 7 月時点)

セグエグループ株式会社	愛須 康之
株式会社 ASJ	青木 邦哲
ランサーズ株式会社	秋好 陽介
浅沼建物株式会社	浅沼 章之
株式会社アイダ設計	阿部 真寿美
日本工営株式会社	有元 龍一
ザインエレクトロニクス株式会社	飯塚 哲哉
株式会社みらいワークス	池田 真樹子
株式会社フューチャーリンクネットワーク	石井 丈晴
ペガサステックホールディングス株式会社	石黒 不二代
株式会社 I B J	石坂 茂
AGC 株式会社	石村 和彦
株式会社かんぼ生命保険	市倉 昇
株式会社フジタ	井出 達也
株式会社モンスターラボホールディングス	鱒川 宏樹
株式会社 LIFULL	井上 高志
かつこ株式会社	岩井 裕之
日本たばこ産業株式会社	岩井 睦雄
アステナホールディングス株式会社	岩城 慶太郎
株式会社イルグルム	岩田 進
株式会社ガイアックス	上田 祐司
株式会社 PKSHA Technology	上野山 勝也
株式会社マイネット	上原 仁
日本テクノ株式会社	馬本 英一
日油株式会社	梅原 尚也
リョービ株式会社	浦上 彰
株式会社大久保アソシエイツ	大久保 和孝
凸版印刷株式会社	大久保 伸一
株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー	大野 秀晃
株式会社ケアネット	大野 元泰
デュポン ジャパン株式会社	大羽 隆元
日本アイ・ビー・エム株式会社	小野 健二

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ピクスタ株式会社	恩田 茂穂
ANA ホールディングス株式会社	片野坂 真哉
株式会社 ETS ホールディングス	加藤 慎章
株式会社デジタルプラス	加藤 涼
ユナイテッド株式会社	金子 陽三
株式会社リビングプラットフォーム	金子 洋文
凸版印刷株式会社	金子 眞吾
株式会社マネーフォワード	金坂 直哉
フューチャー株式会社	金丸 恭文
株式会社エル・ティー・エス	樺島 弘明
株式会社富士山マガジンサービス	KAMIYA ANTONIO
株式会社メディアドゥ	荻田 明史
株式会社ティーケーピー	河野 貴輝
株式会社大和証券グループ本社	木曾 慎二
キュービーネットホールディングス株式会社	北野 泰男
ブランディングテクノロジー株式会社	木村 裕紀
アディッシュ株式会社	久保 芳和
窪田製薬ホールディングス株式会社	窪田 良
サンフロンティア不動産株式会社	齋藤 清一
株式会社 GRCS	佐々木 慈和
株式会社テラスカイ	佐藤 秀哉
セーフィー株式会社	佐渡島 隆平
株式会社ビジョン	佐野 健一
株式会社 INCJ	志賀 俊之
株式会社スペースマーケット	重松 大輔
株式会社ベンチャーリパブリック	柴田 啓
株式会社アンビション DX ホールディングス	清水 剛
フォースタートアップス株式会社	志水 雄一郎
AppBank 株式会社	白石 充三
株式会社岡三証券グループ	新芝 宏之
株式会社エルテス	菅原 貴弘
ENECHANGE 株式会社	杉本 拓也
株式会社ウィルズ	杉本 光生
帝人株式会社	鈴木 純
エステー株式会社	鈴木 貴子
株式会社アトラエ	鈴木 秀和

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

株式会社エニグモ	須田 将啓
EPS ホールディングス株式会社	関谷 和樹
オイシックス・ラ・大地株式会社	高島 宏平
矢作建設工業株式会社	高田 恭介
株式会社ブイキューブ	高田 雅也
株式会社 Photosynth	高橋 謙輔
株式会社ブレインパッド	高橋 隆史
HEROZ 株式会社	高橋 知裕
株式会社ピーバンドットコム	田坂 正樹
株式会社ポピンズ	田中 博文
東京応化工業株式会社	種市 順昭
日本信号株式会社	塚本 英彦
寺田倉庫株式会社	寺田 航平
M&A キャピタルパートナーズ株式会社	十亀 洋三
株式会社イノベーション	富田 直人
株式会社 ZUU	富田 和成
BEENOS 株式会社	直井 聖太
株式会社 CARTA HOLDINGS	永岡 英則
株式会社リコー	中田 克典
株式会社 i-plug	中野 智哉
BEENOS 株式会社	中村 浩二
アライドアーキテツ株式会社	中村 壮秀
株式会社レアジョブ	中村 岳
株式会社シャノン	中村 健一郎
富士山マガジンサービス	西野 伸一郎
株式会社デジタルホールディングス	野内 敦
株式会社ビューティガレージ	野村 秀輝
Sansan 株式会社	橋本 宗之
中央日本土地建物株式会社	長谷川 正行
株式会社 LITALICO	長谷川 敦弥
AI CROSS 株式会社	原田 典子
日本マクドナルドホールディングス株式会社	日色 保
株式会社じげん	平尾 丈
ANA ホールディングス株式会社	平子 裕志
アステリア株式会社	平野 洋一郎
メドピア株式会社	平林 利夫

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

株式会社アシックス	廣田 康人
日本電気株式会社	藤川 修
株式会社 ID ホールディングス	船越 真樹
株式会社うるる	星 知也
GMO リサーチ株式会社	細川 慎一
株式会社キッツ	堀田 康之
monoAI technology 株式会社	本城 嘉太郎
株式会社鉄鋼ビルディング	増岡 聡一郎
凸版印刷株式会社	磨 秀晴
株式会社フィックスターズ	三木 聡
株式会社リクルートホールディングス	峰岸 真澄
株式会社イード	宮川 洋
株式会社モバイルファクトリー	宮嶌 裕二
サントリーホールディングス株式会社	宮永 暢
レッドホースコーポレーション株式会社	宮本 隆温
株式会社フォーラム	三好 浩和
ファイザー株式会社	本山 明克
アジアクエスト株式会社	桃井 純
株式会社アバントグループ	森川 徹治
CChannel 株式会社	森川 亮
株式会社エアークローゼット	森本 奈央人
クックビズ株式会社	藪ノ 賢次
株式会社ブイキューブ	山本 一輝
Chatwork 株式会社	山本 正喜
テクマトリックス株式会社	由利 孝
サイジニア株式会社	吉井 伸一郎
株式会社イオレ	吉田 直人
株式会社アイスタイル	吉松 徹郎
ベイシス株式会社	吉村 公孝
スカパーJSAT ホールディングス株式会社	米倉 英一
株式会社カナミックネットワーク	若林 賢也
株式会社ユーグレナ	若原 智広
株式会社 ACSL	鷺谷 聡之
株式会社ブロードエンタープライズ	渡邊 宗義

以上